

# Weekly コラム

令和2年2月18日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 令和2年より適用 給与所得控除と基礎控除の 変更点

### ◆給与収入 850 万円までは変化無し

令和2年より、給与所得控除と基礎控除が変更となります。内容としては基本的に、

- ①基礎控除は 10 万円引き上げる
- ②給与所得控除は 10 万円引き下げる  
となっています。

しかし、給与所得控除は改正により「給与収入が従来 1,000 万円だった限度額が 850 万円以上の方には増税となります。

なお、23 歳未満の扶養親族がいる子育て世帯や、特別障害者を扶養している世帯に関しては、従来の給与所得控除より 10 万円下げに留まるように「所得金額調整控除」を創設して、基礎控除の 10 万円上昇と併せて、給与収入が 850 万円を超える人でも、負担が増えないような措置が取られています。

### ◆所得が多い人にはさらに増税に

基礎控除は、合計所得金額によって減少・消失するようになります。

合計所得金額が 2,400 万円以下であれば、令和元年までの額より 10 万円アップの 48 万円、2,400 万円超～2,450 万円までは 32 万円、2,450 万円超～2,500 万円までは 16 万円、2,500 万円超は 0 円となります。基礎控除の減少・消失に関しては子育て世帯や特別障害者を扶養している世帯であっても、所得金額調整控除は行われません。

令和2年の給与所得控除の最大額は 195 万円ですから、給与のみの方の場合、収入が

2,595 万円以上であると、基礎控除の減少・消失の影響で増税となります。

### ◆公的年金等控除も同様の措置

給与所得控除と同様、令和2年より公的年金等控除も基本 10 万円の引き下げですが、公的年金等収入 1,000 万円の控除額 195.5 万円が上限となります。また、公的年金以外の所得が 1000 万円超ある場合はさらに 10 万円の引き下げ、2,000 万円超ある場合は 20 万円の引き下げが行われます。

### ◆給与と公的年金が両方ある場合の措置

給与収入と、公的年金等収入の両方がある方の場合、合計 20 万円の控除額の減少とならないように、「所得金額調整控除」によって、10 万円を給与所得の金額から控除するようになります。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。